

# E i w a N e w s

少額の減価償却資産の判定、加算税の見直し

平成 28 年 10 月  
( No. 135 )

No.130 で減価償却資産の取得価額についてご紹介しましたが、今回は少額の減価償却資産の判定についてご紹介いたします。

また、平成 28 年度改正で加算税の見直しが行われましたので、あわせてご紹介いたします。

## 少額の減価償却資産

### (1) 意義

法人が取得した減価償却資産のうち次のいずれかに該当するものについては、少額の減価償却資産となり、この減価償却資産を事業の用に供した事業年度において、その取得価額相当額を損金経理した場合には、損金の額に算入されます。

#### 1. 使用可能期間が 1 年未満のもの

この場合の「使用可能期間が 1 年未満のもの」とは、法定耐用年数で判断するのではなく、その法人の営む業種において一般的に消耗性のものと認識され、かつ、その法人の平均的な使用状況、補充状況などからみて、使用可能期間が 1 年未満であるものをいいます。

#### 2. 取得価額が 10 万円未満のもの

この取得価額は、通常 1 単位として取引される、その単位ごとに判定します。  
この規定は減価償却資産について適用がありますので、器具及び備品、機械・装置等の有形減価償却資産のほか、ソフトウェア、特許権、商標権等の無形減価償却資産も対象となり、また、中古資産であっても対象となります。

### (2) 具体例

#### 1. 1 年未満判定

テレビ放映用のコマーシャルフィルムは、通常、減価償却資産として計上し、法定耐用年数 2 年で減価償却しますが、テレビ放映期間は 1 年未満であることが一般的です。

したがって、テレビ放映の期間が 1 年未満のものは、「使用可能期間が 1 年未満のもの」に該当します。

#### 2. 取引単位判定

応接セットのように、通常、テーブルと椅子が 1 組で取引されるものについては、1 組で 10 万円未満になるかどうかを判定します。

#### 3. 使用単位判定

カーテン、パーテーション

これらは 1 枚で機能するものではなく、数枚が組み合わされて機能するものであるため、カーテンの場合は部屋（室）ごとに、パーテーションの場合は組合せごとにその合計額が 10 万円未満になるかどうかを判定します。

組立式の商品棚（積み重ねて使用できるようなもの）

1 段ずつでも棚としての機能を有していますが、数段をボルト等で接続させることにより一体として使用することができるため、一体として使用する目的で設置される場合は、単体での金額判定は適当ではなく、全体を 1 組としてその判定を行うべきと考えられます。

## 加算税の見直し

平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税について、以下の見直しが行われます。

- (1) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた、修正申告に基づく過少申告加算税( )と、期限後申告又は期限後申告に対する修正申告に基づく無申告加算税( )の割合は以下の通りとされます。

名称	課税割合(改正前)	課税割合(改正後)
過少申告加算税 ( の場合)	0%	5% (期限内申告税額と 50 万円のいずれが多い金額を 超える部分は 10%)
無申告加算税 ( の場合)	5%	10% (納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 15%)

源泉所得税の不納付加算税については、上記の見直しの対象とされていません。

- (2) 期限後申告若しくは修正申告（更正予知によるものに限る。）又は更正若しくは決定等（以下、期限後申告等という。）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（更正予知によるものに限る。）又は重加算税を課されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税( )の割合又は重加算税( )の割合について、それぞれの割合に 10%加算されます。

名称	課税割合(改正前)	課税割合(改正後)
無申告加算税 ( の場合)	15% (納付すべき税額が 50 万円を 超える部分は 20%)	25% (納付すべき税額が 50 万円を 超える部分は 30%)
重加算税 ( の場合)	35% (無申告の場合は 40%)	45% (無申告の場合は 50%)

過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、上記の見直しの対象とされていません。

---

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、  
お願いいたします。